

平成29年 4月 7日

各 位

利益相反マネジメント委員会  
委員長 池田 宰

「利益相反自己申告書」の提出について(依頼)

本学では、平成24年10月に全学的な利益相反マネジメント規程を制定し、マネジメントを実施しています。つきましては、情報公開 利益相反マネジメントWebページに掲載してあります「利益相反ガイドブック」を参照の上、下記により「利益相反自己申告書」をご提出ください。

記

1. 提出書類

(1)平成28年分宇都宮大学利益相反自己申告書

※ 様式につきましては、添付しました自己申告書にご記入願います。

なお、情報公開 利益相反マネジメントWebページにも掲載してありますので、ご利用下さい。

<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukougai/riekisouhan.php>

※ 提出に当たっては、メール又は封書により提出願います。

なお、ご回答頂いた情報および個人情報、本調査の目的以外には使用しません。

(2)提出先 利益相反マネジメント室 

{	メール： <a href="mailto:coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp">coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp</a>
	封 書：地域共生研究開発センター内 利益相反マネジメント室

2. 提出期限

平成29年 4月28日(金)

【問合せ先】

利益相反マネジメント室

メール：[coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)

担当者：地域共生研究開発センター 網屋 6318

杉山 6324

### 3. 利益相反マネジメントの概念

産学官連携活動を進めていくと、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得たり、特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことが想定され、適正な利益や対価を得ることは妥当なものと認められています。この結果、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務と大学における責任と衝突する状況を「利益相反 (conflict of interest)」といいます。

たとえ、当該教職員が正当に大学の職務を遂行していたとしても、社会からあらぬ嫌疑や疑念を抱かれる可能性も否定できません。この場合に、適切な対応を怠れば、場合によっては大学や当該教職員等の社会的信頼を害し、ひいては大学の教育研究活動を阻害するおそれがあります。大学が自らの社会的信頼を保持しながら産学官連携を通じて社会貢献という使命をも果たしていくためには、利益相反に関する適切な対応が不可欠です。

### 4. 利益相反マネジメント自己申告書提出の対象者

- (1) 役員（非常勤を含む。）
- (2) 常勤教職員（任期付き教職員を含む。）
- (3) 下記の非常勤職員

（国立大学法人宇都宮大学非常勤職員（パートタイム）就業規則適用者を除く）

- ①特任教員等  
(特任教授、特任准教授、特任助教、特任研究員、特任事務職員及び特任技術職員)
- ②リサーチ・アドミニストレーター
- ③科学研究費補助金研究支援者
- ④産学連携研究員

## 宇都宮大学利益相反自己申告書（平成28年分）

申告対象期間：平成28年1月1日～平成28年12月31日

4月28日（金）までに利益相反マネジメント室まで封書又はメールによりご提出願います。

E-mail：[coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)

記入欄は黄色網掛け部分のみです。 記入日 平成 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### Q1. 下記④または⑤のような関係の企業等の有無

【回答欄】 いずれかを選択してください。 「あり」 「なし」

④ 過去3年以内に、貴職が共同研究、受託研究、寄付金を受け入れた、または兼業（他大学の非常勤講師等教育に関する兼業（本学職員兼業規程第28条）は含まない）を行った企業等

⑤ 貴職の研究成果を技術移転している企業等（対象期間前の技術移転も含む）

\* 兼業規程第28条及び企業等の解説については、裏面をご覧ください。

Q1で「なし」の場合は、アンケート終了です。

### Q2. Q1の④～⑤の企業等から、申告対象期間に提供された産学連携に係る個人的な利益（兼業やロイヤリティ等）

【回答欄】 該当する記号に○を付してください（複数回答可）。

(1) 自らの所得として計上される収入

㊶ ( ) 収入はなし

㊷ ( ) 収入の総額が100万円未満/年

㊸ ( ) 収入の総額が100万円～200万円未満/年

㊹ ( ) 収入の総額が200万円以上/年

(2) 株式<sup>(注1)</sup>または新株予約権（ストックオプション<sup>(注2)</sup>を含む）による利益

㊺ ( ) 株式または新株予約権

(注1) 上場株式の場合は上場株式の5%以上保有する場合

(注2) あらかじめ定められた価格で株式を購入できる権利

### Q3. Q2で㊸または㊹と回答した場合

【回答欄】 いずれかを選択してください。 「あり」 「なし」

・ 1企業から100万円を超える自らの所得として計上される収入。

### Q4. 大学発ベンチャーにおける学生の業務従事

【回答欄】 いずれかを選択してください。 「あり」 「なし」

・ ご自身が指導している学生を、Q1の⑤において業務に従事させたことがありますか。

【問合せ先】 利益相反マネジメント室

メール：[coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)

担当者：地域共生研究開発センター 網屋 6318

杉山 6324

## 【参考】

### 1. 兼業について

「自己申告書について、ここに記載されている教育に関するものは除いて、申告してください。」

#### ・本学職員兼業規程からの抜粋

### 国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程

(教育に関する兼業)

**第28条** 教育に関する兼業とは、次の職を兼ねることをいう。

- 一 国立大学法人において非常勤講師の職を兼ねる場合
- 二 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する教育施設の職員のうち、教育を担当（非常勤講師等をいう。以下同じ。）又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する職を兼ねる場合
- 三 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設等の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- 四 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる委員会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- 五 学校法人及び社会教育団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合
- 六 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関等の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合

—以下省略—

### 2. 「企業等」について

#### ・本学利益相反マネジメント規程からの抜粋

### 国立大学法人宇都宮大学利益相反マネジメント規程

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 省略
- 二 「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。
  - イ 産学官連携活動等により生じる、役職員等が国、地方公共団体、独立行政法人、会社又はその他の営利企業若しくは団体（以下「企業等」という。ただし、国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程第28条に規定する教育機関を除く。）から得る私的利益と役職員等の責務が対立する状態

—以下省略—